中東情勢物価高騰対応中小企業等特別支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域産業と雇用の維持を図るため、物価高騰の影響を受け、支援機関の伴走により経営課題に対応する中小企業者等に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の定義は次に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第２条第１項第１号から第３号で規定する会社又は個人及び第４号で規定する中小企業団体とする。ただし、次のアからオまでのいずれかに該当する者を除くものとする。

ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している者

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている者

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している者

オ　アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(2) 決算書

法人及び中小企業団体にあっては決算報告書等、個人にあっては青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書等、第４条の対象経費が確認できる書類

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 法人にあっては本店、個人にあっては住所、中小企業団体にあっては主たる事務所を県内に有すること

(2) 県税に未納がないこと

(3) 中小企業庁の認定する認定経営革新等支援機関のサポートを受けた上で、「物価高騰対応に係る経営課題対応計画書」（様式第２号）を策定している者

(4) 令和８年３月から令和８年９月の期間内で連続した３か月の売上高が前年同期比で８％以上減少、又は、収益性（営業利益から売上高を除したもの）が５ポイント以上減少している者

(5) 交付決定後、県からの経営支援等に係る情報提供を受けること及び調査等に協力することに同意する者

(6) 次のいずれにも該当しないこと

ア　中小企業者等又はその役員が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）

に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、若しくは暴力団と密接な関係を有している者

イ　中小企業者等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

ウ　主たる業種が、日本標準産業分類の「農業、林業、医療、福祉」のいずれかに該当する者

エ　その他知事が適当でないと認める者

（対象経費等）

第４条　対象経費は、直近事業年度の決算書における仕入高（個人にあっては仕入金額）とする。

２　支援金の額は、前項の対象経費に 100 分の 6.5 を乗じることにより得られた額に 1/2 を乗じた額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、支援金の交付は１交付対象者につき１回限りとし、20 万円を限度とする。

（交付申請）

第５条 規則第３条に規定する申請書は、中東情勢物価高騰対応中小企業等特別支援金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第１号）（以下「交付申請書」という。）によるものとする。

２　支援金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 物価高騰対応に係る経営課題対応計画書（様式第２号）

(2) 誓約書（様式第３号）

(3) 法人及び中小企業団体にあっては履歴事項全部証明書の写し、個人にあっては住民票の写し（いずれも交付申請の３か月以内に発行されたもの）

(4) 県の納税証明書の写し（交付申請の３か月以内に発行されたもの）

(5) 令和８年３月から令和８年９月の期間内で連続した３か月の売上高が前年同期比で８％以上減少、又は、収益性が５ポイント以上減少していることがわかる書類（貸借対照表及び損益計算書（又は試算表）又はこれらに準ずるもの）

(6) 直近の事業年度の決算書の写し

(7) 申請者名義の振込先口座を確認できる書類

(8) その他知事が必要と認める書類

３　第１項の交付申請書を提出しようとする者は、支援金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定）

第６条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、支援金交付決定通知書（様式第４号）又は支援金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するとともに、交付決定通知を受けた申請者に支援金を交付するものとする。

なお、知事は、交付決定に関して必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第７条 規則第７条第１項の規定による申請の取下げは、中東情勢物価高騰対応中小企業等特別支援金交付申請取下書（様式第６号）を、当該支援金の交付決定通知を受けた日から 15 日以内に知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条 規則第 12 条第１項に規定する実績報告は、第５条に規定する支援金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

（額の確定）

第９条 知事は、第５条による支援金の交付申請があった場合は、速やかに交付申請書等を審査し、規則第 13 条に規定する支援金の額の確定を行うものとする。

なお、額の確定の通知は、第６条に規定する支援金交付決定通知書をもってこれに替えるものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 知事は、支援金の交付決定後、第３条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したときや偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、交付決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第 11 条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、既に支援金を交付しているときは、返還を命ずるものとする。

２　支援金の交付を受けた者は、前項の規定により、支援金の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

（検査、報告等）

第 12 条 知事は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

２　申請者又は支援金の交付を受けた者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（関係書類の保管）

第 13 条 支援金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱の規定にない書類等の様式及びその他事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年 11 月 19 日から施行する。